

上海日本人居留民戦後送還政策の実情

陳 祖 恩

(訳：鬼頭今日子)

はじめに

1. 送還政策の基調「徳を以て怨みに報いる」
2. 収容所での生活——教育と改造
3. 戦後賠償——日本資産と個人財産の接収
4. 結論

はじめに

1945年8月15日、裕仁天皇は「停戦詔書」を放送し「ポツダム宣言」受諾を正式に宣言、日本は無条件降伏した。当時、中国戦区（大陸、台湾およびベトナム北部）に留まっていた日本人捕虜と居留民は213万8353人で、うち日本人捕虜125万5000人、日本人居留民78万4974人、韓国人5万6665人、台湾同胞（台湾外にいる）4万1714人であった¹。

戦勝国として国民政府は敗戦国の日本人をいかに処理するか、一連の政策と具体的措置がどう構想され実施されたのか、これらの政策が戦後日本の歩みと日中関係の発展にどのように影響したのか、いずれも研究価値のあるテーマである。

本論文では上海における日本人居留民の送還事業を中心に国民政府が実施した日本人捕虜、日本人居留民の送還政策の実際およびその影響を検討する。

1. 送還政策の基調「徳を以て怨みに報いる」

日本が正式に降伏を宣言した8月15日の午前10時、蒋介石・国民政府主席は重慶より国内外に向けた講話を放送、中国政府の対日方針を発表した。それは報復を図らず、旧悪にこだわらず、人に善をもって対応し、徳を以て怨みに報いる中国の「伝統美德」を強調した内容であった。

蒋介石は真っ先に、「日中戦争の勝利は『正義は強権に必ず勝つ』という真理によって最終的に証明された。目の前に現れた平和な世界において我々は、抗戦開始以来勇敢に戦い犠牲となった軍や民間の霊に感謝し、正義と平和のために共同で戦った盟友に感謝し、特に我々の国父が辛酸をなめながらも我々を革命の正しい道に導いたおかげで、今日という

勝利の日を我々が手にできたことに感謝したい。また全世界のキリスト教徒は、公正で慈悲深い神に感謝しなければならない。」と述べた。

そして同時に、蒋介石は中国人が敗戦国の日本に対し旧悪にこだわることなく、人に善をもって対応し、報復を企てることないよう強調した。そして「我が中国同胞はすべからず『旧悪にこだわらず』と『人に善をもって対応する』を民族伝統の至高の特性とすることを理解すべきである。我々は好戦的な日本軍閥のみを敵とみなし、日本の人民を敵としないことを一貫して主張してきた。今日、敵軍はすでに我々連合国によって打倒され、我々は当然の事ながら彼らが忠実にすべての降伏条件を執行するよう厳密に対処する。しかし我々は報復を企図してはならないし、ましてや敵国の無辜の民に侮辱を加えてはならず、我々はただ彼らのナチズム軍閥が犯した愚かな圧政に対し憐憫の意を表し、彼らが過ちや罪悪から足を洗うようにさせるだけでよい。もし暴力でもって敵の暴行に対抗し、蔑みや侮辱によって彼らの間違った優越感に報復しようとするれば、怨みが怨みを呼び永久に終わらないだろう。それは我々仁愛と正義の軍隊の目的では決してない。これは軍民ともに1人1人が特に注意すべき事柄である²。」と述べた。

注目すべきは、このスピーチが秘書による代筆ではなく蒋介石本人が起草した点である³。

蒋介石が提起した報復を企図しない「以德報怨（徳を以て怨みに報いる）」政策は、米・英・中の名義で発表した日本に降伏を促す「ポツダム宣言」の精神と軌を一にしたものである。「ポツダム宣言」の基本精神は日本の武装解除、戦争犯罪に対する懲罰であり、また日本を最終的には世界経済に編入させることであり、日本を隷属させたり滅亡させたりすることではなかった。

その精神は例えば以下の条項に表れている。

第9条：日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルベシ

第10条：吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隸化セントシ又ハ国民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニ非ザルモ吾等ノ俘虏ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ嚴重ナル処罰加ヘラルベシ日本国政府ハ日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スベシ言論、宗教及思想ノ自由竝ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルベシ

第11条：日本国ハ其ノ経済ヲ支持シ且公正ナル実物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルガ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルベシ但シ日本国ヲシテ戦争ノ為再軍備ヲ為スコトヲ得シムルガ如キ産業ハ此ノ限ニ在ラズ右目的ノ為原料ノ入手（其ノ支配トハ之ヲ区別ス）ヲ許サルベシ日本国ハ将来世界貿易関係ヘノ参加ヲ許サルベシ⁴

事実、「ポツダム宣言」調印の2年前にすでに国民政府内部において「日本に勝つこと

は決まっているけれど、勝っても日本が再起出来ない程苛めてはならない。日本は我が国の経済復興に協力して貰わなければならない国だ⁵。」という意見が蒋介石のもとに提案されていた。この意見はアメリカの「今後ソ連に対抗するために、日本をアジアで最も緊密な国家としなければならない⁶。」とする政策と共通していた。当時、日本民衆の一部には戦後日本がアメリカの属州になるとか、連合国によって植民地として分割されるとか、よしんば日本国が残ったとしても莫大な賠償金を課せられた場合、国民生活は非常に厳しくなる、といった不安がひろがっていた。このような心理状況にあった彼らはアメリカの態度を知り、蒋介石の「徳を以て怨みに報いる」の放送を聞き、「本当に有り難いと思った」のである⁷。

もちろん、米国は早くから戦後ソ連との冷戦が不可避であることを予測しており、全世界的な戦略に立ち、極力日本を援助し、新戦略の盟友としようとした。そのため国民政府も日中関係の新たな枠組み構築という視点から、敗戦国日本と極力友好的に対応することで、新生日本が国民政府を支持し、中国を積極的に支援する方向へ向かわせようとした。8月21日午後、中国派遣軍総司令官の岡村寧次は副参謀長今井武夫を芷江に派遣し、日本軍投降に関する連絡をおこなった。中国側代表との面談において、今井武夫は「在華日本人居留民の保護および送還の要求」を提起した。中国側はその場で、日本人居留民の保護並びに本国送還については、中国政府が処理を担う旨返答した。芷江会談にあたり、蒋介石は日本留学経験者の国民政府軍官を特に選んで交渉にあたらせていた。中国戦区陸軍総司令の何應欽自身は陸軍士官学校歩兵科第11期卒業生であり、2人の随行参謀も徐祖貽中將は陸軍大学出身、曹大中少將は陸軍士官学校出身であった。「2人を同行させる措置を決めたのは、何應欽の独断専行ではなく、任務が特殊なため、水面下で蒋介石の意向に沿って行く」方針のもとで日本軍との新しい関係を築くことを目指した⁸。日本留学経験者の国民政府軍官を日本投降工作に当たらせた理由として「蒋介石と何應欽はともに戦後日中両国の相互協力関係に対して深い配慮があったからである⁹。」

8月21日中国陸軍総司令部は日本軍投降を受けする各軍区のトップを決定、第3方面軍司令官湯恩伯は南京、上海を接収することとなった。湯恩伯は1927年に陸軍士官学校を卒業した人物で、中国では「親日派」で知られていた。その他、総謀長の徐祖貽中將、参謀の李元凱少將、連絡組の林日藩組長はみな陸軍士官学校出身であった。湯恩伯は就任後すぐに「上海方面の接収の成否は、列国、皆之を注視してゐる。余は、凡ゆる障碍を排除し、最も迅速、且つ最公正に、之を完遂し、中国の全陸軍に、模範を示す決意である」と表明している¹⁰。

1945年9月9日午前、中国戦区陸軍総司令何應欽は南京陸軍総部の大講堂にて降伏受諾式を執り行った。日本側の中国派遣軍総司令官の岡村寧次大將が投降文書に署名、中国は日中戦争の正式な終結を宣言した。同日、国民党機関紙「中央日報」は羅家倫の特集「日本人はすべて中国から退出せよ——これが我々の堅持する絶対条件である」を発表した。

羅家倫は中央大学の学長を経験した国民政府のブレインである。彼のコラムは戦後すべての日本人を本国に送還するという国民政府の基本主張を反映していた。

「日本降伏後、中国各地の日本人は期限までに強制的に日本に帰国しなければならない。5カ国外相会議において日本の処遇について、我が国はこの項目を絶対堅持すべき中国にとって改変できない条件の1つであるとした。日本人だけでなく、日本の悪政を不幸にして受け、日本の手足とされた朝鮮人も、一律に独立した朝鮮内に帰国しなければならないとした」羅家倫の理由は以下の通りである。

1. 中国は人口過多の状態にありこれ以上客人を留めおくことはできない、まして（日本人は）望まぬ悪客である。
2. 日本は人口過多を理由に中国を侵略してきたが、我々は二度と騙されない。日本は人口過多というが、どうして何十年も産めよ増やせよを奨励し出産制限を行わなかったのか。中国人には自らの生存権、生命線があり、決して日本人のゴミ箱ではない。
3. 中国は日本人に東北のいかなる部分も任せることはできないし、不法占拠を許さない。またバルカンや以前のチェコのズデーテンランド区のように将来世界平和を脅かすような存在にすることはできない。
4. 中国を再び日本の第五縦隊養成所としない。
5. 日本人は簡単に同化しない。特に侵略の悪習が身に付いた日本人は、優越感の固定観念から脱することはできない。
6. 侵略勢力の威をかり、脅威を以て暴利をむさぼり、搾取をつづけた、各種不正手段によって得られた土地や權益は、当然もとの主に返すべきである¹¹。

羅家倫が「中央日報」に発表した文章は、中国民衆は今後日本人という「悪客」の滞留を望まないとの民意を反映したものである。事実、日本投降後も200万あまりの日本人捕虜と日本人居留民が中国にとどまっていることは、国民政府に深刻な財政負担と管理上の困難をもたらしていただけでなく、今後直面する中国内戦情勢の不安定要因となっていた。このため、国民政府にとって可能な限り早急に日本人捕虜と日本人居留民を本国へ送還することは緊急課題であった。

9月13日、中国陸軍総司令部は送還関連事項を規定した。日本人居留民に関する部分は以下の通りである。

1. 日本人居留民は指定地域に集合すること。
2. 日本人居留民が雇っていた中国人民および苦力は即座に解雇すること。
3. 毎日午前6時以前および午後8時以降を自宅待機とし、この時間帯は外出禁止とする。
4. 送還に使用する船舶は数多く必要なため、解決困難である、各集中地には日本人居宿舎を建てる予定であり、また同時に冬服を準備する必要がある¹²。

9月14日、上海の日本軍は武装解除した。当時、上海にいる日本人居留民は7万人余りで、さらに南京、漢口などから上海に約2万人が集まり、9月末の段階で上海の日本人居留民は計94441人となった。

1945年10月25日から27日にわたり、米・中両国は上海において中国戦区の日本人送還に関する連合会議を開催、日本人居留民送還工作は中国政府の責任において行い、計画実施についてはできる限り日本側の人員を利用し、中国戦区米軍総部が協力者を派遣し、同時に米・中の連絡人を担当する。計画は2段階に分け、第1段階として港から乗船する際の検査は中国陸軍総司令部が担当する。第2段階は中国本土、台湾および日本間の海上輸送で、これは米国第七艦隊が担当する。その他の船舶輸送はSCAJaP（日本商船管理局）が担当する¹³。送還される日本人は塘沽、青島、連雲港、上海、厦門、汕頭、広州、海口、三亚、海防、基隆、高雄など12港より帰国する。

同年10月、日中双方はそれぞれ送還工作を担当する組織を設置した。上海で日本人居留民の送還を担当したのは第3方面軍で、その陣営は以下の通り。

総司令：湯恩伯

総参謀長：徐祖貽中将

参謀長：王光漢中将、参謀：李元凱、苟吉堂少将

前進指揮所主任兼副指令（上海）：張雪中中将

前進指揮所主任兼副指令（南京）：鄭洞国中将

第29軍軍長：牟廷方中将、参謀長：張百川少将

京滬警備司令部司令：陳大慶中将、参謀長：張柏亭少将

連絡組組長：林白藩少将、副組長：鄒任之少将

日本僑民管理处（上海狄思威路1177号）処長：王光漢中将（兼）、副処長：鄒任之少将

江湾管理所所長：龍佐良少将

上海方面 その他の関連組織

上海港口運輸司令部（北四川路）司令官：謝灝齡

崧滬警備司令部（北四川路）司令官：錢大鈞

上海市政府警察局（江西路512号）局長：宣鉄吾

上海市政府警察局虹口分区（江西路）主任：傅培料

中央宣伝部対日文化工作委員会（昆山路）委員：羅克典、羅堅白、鄒任之

改造日報社（湯恩伯路1号）社長：陸久之、総経理：金学成

日本軍陣営は以下の通り。

陸軍

第13軍（登部隊）司令官：松井太久郎中将

参謀長：土居明夫中将

副参謀長：川本芳太郎

高級参謀：笹井大佐

参謀：森中佐、市川治郎中佐、井上中佐、浦野中佐、音吉少佐

海軍

支那方面艦隊司令官：福田良三中将

参謀長：左近允尚政中将

副参謀長：小川少将

参謀：小田切大佐、谷岡中佐

陸戦隊司令官：勝野実少将

根据地隊司令官：森徳治少将

大使館

公使：土田豊、堀内干城

参事官：岡崎嘉平太、調査官：久宗高

居留民団長：中島忠三郎

日本人居留民組織：

生活相談所（呉淞路原日軍休息所）主任：中山真多郎

民生商会（呉淞路486号）（旧民生公団）主任：大久保隆三

日本僑民自治会（上海文路原日本人倶楽部2楼）会長：土田豊（原公使）

第一区南分区（呉淞路489号）分区長：武藤虎雄

第一区北分区（狄思威路1028号）分区長：辻嘉藏

第二区（東熙華徳路886号）区長：篠原匡文

第三区（平涼路1751号）区長：檀宋三郎

第四区（平昌街平昌倶楽部）区長：山本精二郎¹⁴

1945年12月4日、第1陣の日本人居留民2185人が「明優丸」に乗って帰国した。同船の機関士は日本人で、米側のタイプス中尉が米軍21人を率いて管轄した。同船には日本僑民自治会のメンバー30人がおり、日本人居留民送還上陸後の日本政府との連絡を担当、また帰郷のための上陸用小型船と列車の手配を担当した。「大型荷物と婦女子、病人を先にトラックで虹江埠頭に運び、他は徒歩とした。誘導は我々の憲兵が行った。正午12時に作業は完了。日本僑民管理処王兼処長、鄒副所長がともに乗船し巡視した。」¹⁵ 日本僑民管理処処長王光漢中将（兼）、鄒副所長が同時に現場を巡視したことは、第3方面軍が送還作業を重要視していた現れである。また、湯恩伯は第3方面軍司令の名義で日本人居留民帰国に対し「日本僑民の帰国に告ぐ書」を発表している。ここで湯恩伯は第3方面軍が蒋介石の「徳を以て怨みに報いる」方針を堅持している事実を、何度も強調し以下のように指摘

している。

「日中戦争終了後、日本軍と日本人居留民は敗戦投降に従つて、集中管理処生活の余儀なきに至つたが、中国方面にては一貫した伝統的立国精神に従ひ、諸君等に侮辱と危害を毫も加へたことはなかつた。諸君等は中国人民が日本の8年にわたる中国侵略戦の結果、尚塗炭の苦しみの中に沈淪し救ひをを求める凄惨な情況にあったことに想ひを致し、痛切に反省し徹底的な覚醒をしなければならないのである。蔣主席は日本投降の始に『旧悪にとらわれず人に善をもって対応する』『民族の伝統としての至高至貴の徳性』を懇切に我等全国軍民に昭示されたのである。」

「上海地域に就て言へば、日本人居留民の人口頗る多く居住混雑してゐるが、中国人民が均しく平和的態度を以て処したことは上海に居留する日本人諸君等の目撃された事実であつて。諸君等は、この点を深く洞察しなければならないのである」

「同時に諸君等は中国に対し恩恵を感じると云ふのでなく、徹底的に反省し過去の誤謬を認めることが必要とされる。世界はほしいまま（恣）に人を殺める人間の存在を許さないと同様に、専横跋扈により強取強奪し併呑する国家もあり得ない。今日諸君を回送するに當つて更に真理と正義を明白に認識し、世界平和の建設、民主精神発揚の大道に向つて邁進されることを望む¹⁶。」

戦後、元日本大使館参事官の岡崎嘉平太は10万人の日本人居留民が平和裡に帰国できた経緯を回顧し、感慨深げに言った「(帰国事業は) 蒋介石の『徳を以て怨みに報いる』方針を遵守した、中国民衆の友情に全幅の信頼を寄せて行われたのである¹⁷。」

2. 収容所での生活——教育と改造

1937年の日本による上海侵略以降、特に太平洋戦争勃発後、上海の日本人居留民の数は激増し1943年には10万人を超えた。中には一部日本軍の権威に頼った「一攫千金組」や軍属がいた。彼らの中には「極端なる利己的守銭奴的觀念に墮し戦時治安未確定に乗じ一獲千金を夢想して利益の為には手段を選ばざるもの或は軍の名を借りて利益を獲得せんとするもの或は誤れる優越感より支那人を蔑視するもの」が多かつた¹⁸。これらの「一攫千金組」や軍属の行為は上海を心から愛し、上海で骨を埋めようと決心している日本人居留民の不満を引き起こした。しかし、たとえ上海を愛する日本人居留民といえども、日本は戦時体制遂行の下、国民に「忠君愛国」思想を教え込んでいたため、彼らは往々にして「帝国臣民」としてふるまつた。

日本降伏後、上海の日本人居留民にかつての横暴さは失われたが、極めて少数ではあるものの中国人を敵と見なし続ける集団がいた、例えば上海日本黒龍会による雪辱団組織がある。これは別名を敢死隊といい、トップは児玉誉志夫で、人数は数十人、武器を装備し、強奪搾取をおこなつた¹⁹。しかし、多くの日本人居留民達は仕事を失い困窮に苦しみ、闇市で身の回りの物を売ったり、道ばたに露店を開いて物を売る物も出た。一部の日本人

婦女は街角で屋台を開いて食いつないだ。「海寧路と呉淞路付近では、日本人による屋台が林立し、店番は女性が多かった」とある²⁰。また一部の日本人居留民は中山服や洋服に着替え朝鮮人になりすました²¹。また、一部の日本人居留民は思いきって「台湾籍を取得し、その多くは鄭と名乗った、台湾人には鄭という苗字の者が多く、また鄭成功が民族英雄であることから、その後裔（子孫）になりすまして、身分を隠した。」のである²²。岡本嘉平太は戦後上海の日本人居留民に起こった様々な変化を目撃し「敗戦国家の民衆の悲惨な状況を自ら体験した」と語っている²³。

日本降伏後、国民政府は各地に日本人居留民を収容する地域を設けた。それは犯罪者を監禁する監獄のようなものではなく、彼らを指定場所に集中居住させるものであり、充分な外出自由時間が与えられていた。国民政府の計画によれば収容所設置の主な目的は、日本人居留民の安全を守り、正常な生活を維持することであった。（補足：日本軍の待遇は当時の国民党正規軍兵士と変わらず、一定の生活レベルが保障されていた。恐らく日本人居留民の生活レベルも兵士のそれと比べ甚だしく劣るものではなかったと推測できる。）同時に収容所に集め管理することで彼らに厳格な思想教育と改造を行い、日本が引き起こした日中戦争の罪状を徐々に理解させ、軍国主義思想と決別させることを目的としていた。

1945年9月30日、中国陸軍総司令部は「中国内における日本僑民集中管理方法」を作成した。そこには、「日本人戦争捕虜及び日本人居留民の集中管理は、日本降伏後の最も重要な措置である、処理の不手際がもたらす影響は極めて大きい」と指摘している。主な内容は以下の通りである。

第1条：中国各地（東北三省を除く）に点在する各地の日本人居留民は全員、該当地区の中国陸軍降伏受諾担当官の指定する区域に集まり該当省市政府の管理を受ける。

第2条：各地区の中国陸軍降伏受諾担当官は各地区の日本官兵善後連絡部長に命じて名簿を作成させ、通知を行い日本人居留民を集合させる。

第3条：集められた日本人居留民に対する携帯許可物資は以下の通りである。生活必需品として衣類、寝具、台所用品、洗面具および所有の食料、私有物として時計、筆記用品、書籍（軍の作戦に無関係だった者に限る）の携帯を許可する。所持金は1人あたり中国元5000元（外貨は中国政府所定の比率で換算）までとする。携帯不許可物資については一律に当該省市政府に提出し一時没収とする。携帯を禁止する金品（中国、日本およびその国家の各種貨幣、金銀、宝飾品、宝石など）およびこれに相応する物品は中国政府の銀行に一律物納し、賠償金の一部とする。ただし記念品は除外する。

第8条：各日本人居留民集中居住区に1つずつ日本僑民集中管理所を設置する。もし1カ所に複数の集中居住地域がある場合は、番号を付けて区別させる。

第9条：日本僑民集中管理所には所長を1人決める。日本人居留民の人数、処理事務

の多少に応じて何人かの事務員をおく、これらについては各省市が裁量し派遣することを原則とする。

第10条：日本僑民集中管理所の労役、雑役は所長の指示により日本人居留民に配分する。

第12条：日本人居留民の外部との通信は検閲を通し、行動を監視するが、家族の同居と居留民内部の自治組織運営を許可し、管理のための便宜とする。

第15条：日本僑民集中管理所は日本公民に民主政治を施し、帝国主義教育を消し去る²⁴

10月14日、各集中管理所に販売部を設置し、日本人捕虜、日本人居留民の管理機関が営業許可を管理し、日用必需品を供給し始めた、ただし下記の物品は販売が禁止された。

1. 禁止違反物および危険品
2. 未検閲の書籍
3. 不衛生な物品及び軍医未許可薬品
4. その他非日用必需品および販売不要と判断された物品²⁵

上海にどのような日本人集中管理所を設置するかという問題について、国民政府内では強硬に「懲罰論」および「追放論」を主張する者もいた。

1. 懲罰論——「日本軍は、崇明島北岸の、揚子江河口の荒蕪地に、居留民は崇明島に、移住させ、日本内地よりの、引揚船到着迄、自力を以て、生活させよ。」
2. 追放論——「日本軍を崇明島か浦東に、居留民は、楊樹浦郊外に、バラックか、天幕を急造させて、之に収容、上海市内から一名残らず追拂へ²⁶。」

しかし、湯恩伯の第3方面軍は上述の「懲罰論」や「追放論」の揺さぶりを受けることなく、「呉淞を日本軍収容地区とし、日本海軍陸戦隊は浦東に集中させ、日本人居留民は虹口に集中させる」ことを原則とした²⁷。9月19日、日本僑民管理处処長である王光漢中将は日本人居留民居住地域に関するより明確な境界線を報告した。範囲は上海神社東側の土囊を南端とし、北四川路橋を東南端とし、その東側に位置する虹口地区のおよび楊樹浦地区を居住地域範囲とした。また日本人捕虜は大場鎮、江湾、虹橋地区を指定しているが、市内の特に南市と閘北方面の部隊はそこに集中させ、郊外の日本人部隊は多くを現状維持とした。

上海の日本人居留民収容所では、日本人居留民に対し思想教育と改造をおこなった。「地元の有名な学者を招聘し、各種委員会を組織し、専門的に宣伝工作にあたらせ、日本人の侵略思想と軍国主義意識を消滅させ、民主政治と三民主義の真の意味を理解させた。」とある²⁸。

戦時中上海地域で唯一発行されていた日本語新聞『大陸新報』は日本の敗戦後休刊に追い込まれていた。しかし10月5日、第3方面軍は上海の日本人居留民教育のため、『大陸新報』の設備を利用して、日本語『改造日報』を創刊した。この『改造日報』に「自由論壇」を設け、上海の日本人居留民が自主的に教育を受けるための言論の場とし、ここで国

際問題、日本政治の批判、日本の憲法問題、戦争犯罪行為、日本経済について、徒手の日本人官兵問題、日本僑民自治会の共済問題、帰国問題など様々なテーマを議論した。同論壇に発表された論説としては、「日本大衆に与ふる公開状」〔志行〕、「正しき中国人観」〔星野芳樹〕、「日本の教育革命について」〔徳田恆〕、「日本人十万人の役割」〔青田良〕、「生きる権利、働らく権利」〔斎田喬〕、「日本憲法改正の方向」〔橘善守〕、「自由思想家聯盟を提唱」〔山本十一〕、「憲法改正の課題」〔高梨政一〕、「自己反省の根本課題」〔上村寿男〕、「優越観念について」〔内山完造〕、「戦争犯罪の追及と責務」〔大津五郎〕、「帰国者への覚え書」〔青田良〕などがあった。中国人論者も時として「自由論壇」に論説を発表していた。例えば10月6日の署名記事（作者：志行）「日本大衆に与ふる公開状」と10月9日付署名記事（史青）の「日本管理を論ず」がある。このうち史青はまず日本の政治システムを厳密に分析し、「『国体維持』たるの言葉は決して日本国民の民主的要求ではなく、これら軍閥、財閥、官閥及ファシスト政客の自己を保持せんとする美辞である」と指摘している²⁹。

日本人婦女も戦争の被害者であり、女子日本人居留民への意識改革を促す目的で、上海日本人居留民管理所は下記の問題に関する日本人婦女座談会を開催した。

1. 全世界の婦女のうち、どうして日本の地位は最低に位置するのか？
2. 日本人婦女の従順性が、男性の横柄さや好戦的性格の土壌となった、とすれば日本の敗戦は彼女たちの責任もあるのではないか？

このようなテーマをめぐり日本人女性僑民の山岸多嘉子、税田夫人、内藤孝らが座談会に出席した。彼女たちの認識は「日本人婦女運動が発展しなかったのは、天性の従順さもあるが、大半は封建思想と軍閥、財閥政府の圧政により形成された。日本が負けた今、民主国家の育成と同時に、婦女が自己修養の機会を得て、男女平等の地位と参政の資格を得ることを望んでいる。」と述べている³⁰。

1946年3月7日から10日にかけて、米国 United 社は「改造日報」に委託し、上海で送還を待つ20歳以上の男女日本人居留民に意識調査を行った。調査テーマは天皇と天皇制、民主統一戦線、国家神道の廃止、戦犯追及、婦女参政、中国残留、日本国内の各党派など12の項目にわたった。当時、虹口の日本人居留民収容所内にいた20歳以上の男女は計3万5130人で、「改造日報」は日本僑民管理处が組織する保甲制度を通して、5万部の調査票を配布し、2万7500部の回答を得、調査協力者は78%以上に達した。「改造日報」は社員15名を派遣し、昼夜を分かたず作業を行い詳細な統計を作成した。13日「大公報」の記者は統計を終えた1万件分の調査から、上海日本人居留民の基本的な意識傾向を見いだしている。

この12の調査テーマについて、記者は興味深い問題を選び出し分析している。

1. 天皇の権限と存廃問題に関して：天皇の存続はほとんど彼らの一致する要求である。しかし天皇の権力については、大部分が制限を加えるべきだと主張。
2. 天皇は戦犯に数えるべきかについて：否定でほぼ一致。
3. 天皇の神性について：大多数が天皇を神として意識したことはないと回答。

4. 列挙した5つの政党について、どれに賛同するか：自由党がどうやら最も人気があり、進歩党は5位、次が社会党である。共産党に賛同する者は皆無。
5. 戦犯処理について：彼らは処罰が重すぎると認識。しかも日本人が裁くべきだと考えている。高級官僚が連合軍の裁判を受けることを、彼らは屈辱的だと感じている。
6. 連合戦線について：大部分の居留民はこの問題についてあまり理解していない。彼らは各党が連合戦線を組織することに賛同している。
7. 帰国問題：彼らは帰国を要求することで一致している。しかしある人は記者に対して、日本人居留民の中には中国に残留を望んでいる人が少なくないと証言している。しかし、これは一種の逃避主義であり、多くの日本人はこれを認めたくないようである。

「大公報」記者は評論において、「以上のうちいくつかの点は、上海にいる数万の日本人居留民の意識を代表すると言える。しかし、これが日本人すべての意識を代表しているとはみなすのは、間違いである。上海の日本人居留民には長期にわたり中国で商売をしてきた者の他に、多少なりとも日本軍と関わりをもっている者がいる、彼らの意識が比較的遅れているとしても理解できる」と分析した³¹。

3月16日、日本人居留民の民意調査に関する統計作業が終了、17日、正式に調査結果が発表された。その意識傾向は基本的に14日付「大公報」に掲載された抽出調査の結果と同じである。

テ　　マ	回　　答
天皇存廃問題	無条件に保留 44% 制限を加えるべき 40% 名義上の元首とすべき 4% 天皇廃止 1%
天皇を戦犯に数えるべきか	すべき 16% すべきでない 67%
天皇の神権	以前は信じていた 36% いまでも信じている 25%
日本神道廃止および日本政府による神道への経済支援を禁じたマッカーサーの政策を支持するか	賛成 27% 反対 43%
どの政党を支持するか	自由党 42% 進歩党 22% 社会党 21% 共産党 3% 国民協作会 3%
戦犯処理について	軽すぎる 20% ふさわしい 30% 重すぎる 30%

テ　　マ	回　　答
戦犯は日本人自身で裁くべき	賛成 52%
統一戦線への賛否	賛成 61% 反対 7%
婦女参政	賛成 47% 反対 31%
中国に残留したいか	望む 16% (中国で日中友好に努めたい) 望まない 84%

(資料出所：『大公報』、1946年3月17日)

日本人居留民が虹口に集中管理させられた期間に、文物や書籍は虹口乍浦路の西本願寺上海別院内に集められた。書籍は5万冊あまり、ほとんどが中国問題に関する著作であった。そのほか仏像や陶器、書画もあった。そのうち翡翠の香炉2台は非常に優れた品物だった。1946年4月8日、日本人居留民の国光長三郎もまた所蔵する仏像の多くを和平博物館へ寄贈した。「20を超える大小の仏像の中には、唐宋時代の彫刻もある。材料は大理石、白檀などでできており、大きさ1m以上の仏像も10余尊あった³²。」当時の上海市政府と帰国事業を担う国民政府第3方面軍がそれぞれ25万元をだし、西本願寺上海別院を「和平博物館」と「和平図書館」に改装した。

中国の法律や収容所規則を守らない日本人居留民には、第3方面軍が厳しく対応、逮捕し拘禁した。法を犯した日本人居留民の監獄は虹口蓬路（現在の塘沽路）日本僑民自治会の裏側にあった。2階建ての洋館で、もとは「習武柔道場」で後の日本僑民自治会宿舎であった。記述によると「日本僑民管理处は管理規則を守らない者に対して、日本僑民自治会に特命し、同家屋を臨時拘留所とし、違反を犯し肅衛班に逮捕された者を拘留した。ここに41人もの拘留者がいたこともあり、その内訳はアヘン吸引者21人（女8人）、脱走者10人、窃盗5人、夜間外出禁止令違反者1人、泥酔者1人、偽保安隊1人、中国憲兵に偽装1人であった」とある³³。

上海日本人居留民収容所では国民政府の保甲制度を採用し、戸を単位とし、戸長を設け、10戸を甲とし、甲長を設けた。日本僑民管理处では常に「甲長訓練指導会議」が開かれ、彼らを通して日本人居留民の日常管理と思想教育活動を強化した。1946年1月、米軍は上海へ日本人送還用の船舶28隻を配置、上海港湾運輸司令部の報告によると、1月30日から上海だけで「日本人居留民捕虜9万2223人を送還、うち日本人居留民は1万7775人、捕虜は7万4448人を数えた。この時点でも日に3、4千人の日本人居留民が長江上流から上海に到着している」とある³⁴。2月になり送還船が59隻に増えたものの、華中地域の日本人送還の需要には遙かに及ばなかった。送還作業は時間がかかり、それが一部の日本人居留民の不安を招いた。3月4日、上海日本僑民管理处は国際劇院で日本人居留民「甲長訓練指導会議」を開き、王光漢所長が主催した。船舶不足のため、帰国が延びているが焦りは

禁物であり「各甲長は責任を持って日本人居留民に安心を与えて欲しい」との意向を示した。3月5日も継続して会議が開かれ、組織的訓練、宣伝指導に分かれそれぞれの活動状況を報告した。3月6日に閉幕式が行われ、会議後は娯楽活動として日本人居留民による音楽演奏と映画上映が行われた³⁵。3月16日、米軍のマッカーサーは華中地域の日本人居留民、捕虜の撤退期日を6月24日に仮決定したと発表³⁶。以降日本人居留民、捕虜送還は本格化し、3月の送還船舶数は123隻に増加した³⁷。3月30日には、日本軍捕虜1万6000余り、日本人居留民5000余、合計2万2000人が大小16隻に乗船し帰国した。これは過去にあった1日1万30000人送還の最高記録を超えるものだった。そして上海日本人居留民の大部分の送還は基本的に4月初旬に完了した。これに伴い上海日本僑民管理处は4月1日に撤廃され、上海日本人捕虜管理处と改名した。

この日本人居留民送還の過程で、日本汽船が1隻沈没した。これが「江島丸」事件である。1946年1月22日午後3時、帰国の途にある日本人居留民4300人超を乗せた「江島丸」が、長江外60マイルの花島山（舟山群島）海上で機雷に接触したのである。当時、上海から帰国途中の米国船籍「プレバード号」が後ろについており、2隻の距離は3マイルほどであった。「プレバード号」は「江島丸」の遭難を発見、即座に救助を行った。この事件により「江島丸」は合計78人の死亡者および行方不明者そして111人の負傷者を出したが、他はすべて助けだされた。「江島丸」は生存者を乗せて上海埠頭に戻り、上海港湾運輸司令官謝灝齡の直接指揮の下、皆もといた住所に戻った。彼らの荷物はすべて沈没したため、上海日本僑民管理处は直ちに寝具を手配し、負傷者は全員日本僑民管理处病院（江湾陸軍病院）で治療を受けた。「江島丸」で上海に再び戻った日本人居留民達に、日本僑民民生商會が飲食を供給し、各区の日本人居留民が物資を提供した³⁸。同時に、上海日本僑民管理处は緊急救済案として、

1. 善後救済総署に救済物資を請求すること。
2. 日本僑民管理处および捕虜管理所職員は一日分の所得を寄付すること。
3. 第3方面軍司令官湯恩伯は上海日本僑民管理处に対し、今後の日本人居留民、捕虜送還時に発生した、規定超過による没収物資の中から「江島丸」事件の遭難者に分配寄付するよう命令した³⁹。

計画では上海地区の日本人居留民送還事業を1946年4月30日に終了させるはずだったが、船舶手配は困難を伴い、実際は5月中旬まで引き延ばされた。日本人居留民送還終了直前頃になると、収容地区である虹口集中地区が中国人との雑居状態となり、しばしば家屋をめぐるトラブルが起こった。このため管理上の便宜から捕虜管理所を新たに指定した収容地区に移転させた。北分区の者は源茂里、寿蔭坊、余慶里、新瑞康里、浙興里へ、南分区の者は大興里、東興里、東長興里、北四川里、義豊里へ移った。1946年4月の統計によると、上海地区から送還した日本人居留民の合計数は以下の通りである。

	日本人居留民	朝鮮人	台湾同胞
健康	123000	9980	5880
病気	1000	380	250
合計	124000	10360	6130

(資料出所：中国陸軍総司令部編：『中国戦区中国陸軍総司令部処理日本投降文件匯編』(下巻)、1946年4月、第236頁)

3. 戦後賠償——日本資産および個人財産の接収

上海日本人居留民の経済活動は日本人を対象とした化粧品、陶器、雑貨の商いから始まった。日清戦争以降、日本は中国向け輸出資本の権利を得ていたが、まだ資本輸出の実力がなかった。1902年になって、三井物産がようやく上海に上海紡績会社を設立した。そして日本の大企業は日露戦争以後、上海進出の速度を一気に加速させ、三菱商事、伊藤忠商事、古河公司、高田商会などが支店を相継いで開設した。1914年、上海における日系商社は大企業と中小企業を合わせて117社を数え、英国の202社の次に位置した。また旧財閥系民間銀行は第1次世界大戦による貿易拡大を契機に上海に進出した。大銀行の支店ができたため総合商社も進出を開始、日系大企業による金融、原料配分、販売網の拡大などが目に見えて強化された。第1次世界大戦勃発後、日本はこの好機を利用し紡績業を中心に上海へ大規模進出を遂げた。この「在華紡」は「満鉄(南満洲鉄道株式会社)」とともに、対華投資の「双壁」と称された。紡績工場以外にも日本資本は上海に様々な工場や総合商社を開設した。日本人居留民の集中する居住区は虹口、閘北地区であり、日本人居留民は数多くの中小企業、商店、飲食店、旅館およびその他の雑貨業を営んでいた。これらも上海日本人居留民経済の重要な構成要素であった。

1937年、日本による上海侵略以降、上海租界の中国系民族資本企業や商店は大半して登記先を英国に変更した。しかし、1941年に太平洋戦争が勃発、上海の主要な欧米企業、中国企業は日本軍の強制管理下におかれ、それを逃れた企業もまた日本企業との合併、経営委任、借用などの形で日本のコントロール下におかれた。

1945年日本降伏時、上海にあった日本企業は合計8793万6866(百万元、以下同じ)もの巨額な財産を保有していた。うち金融業が504667、中支那振興会社29767525、運輸通信業3802967、買取業16914465、販売業787854、紡績業18949279、金属工業2920104、造船業1546050、機械器具工業1859425、化学工業3461348、繊維工業1450091、製粉業295054、食品工業889018、その他工業2111169、倉庫業158543、土木建築業425633、雑業267733、非営利事業903088、医業514863、文化事業文化施設407990といった内訳であった⁴⁰。即ち1945年の日本敗戦時の上海は日本にとって在華経済の中心であり、日本人居留民は「宝の山」の中にいると見なされており、当然国民政府の接収要員にとっても垂涎的となる接収地であった。

「敵産」として日本の在華資本と日本人居留民の私有財産を没収することは、長年にわたり日本の侵略に蹂躪されてきた中国にとって当然の権利であった。羅家倫は「中央日報」のコラムで「侵略勢力の威をかり、脅威を以て暴利をむさぼり、搾取をつづけた、各種不正手段によって得られた土地や権益は、当然もとの主に返すべきである」と指摘している。内山完造のように上海で苦勞して商いを営んできた人にしてみれば、彼らの私有財産が剥奪されるのは過酷な事であったが、「彼の上海における商売と生活は日本が日清戦争などで獲得した諸権益の上に成り立っていたのであり、北四川路突当りの内山書店のすぐ傍には巨大な軍艦を思わせる日本海軍特別陸戦隊の建物があったことを想起すべきであろう⁴¹。」このため、「親日」の湯恩伯第3方面軍内でも「日本人が上海に来た時は、手提カバン1つであつた。軍閥の威力を背景にして、中国の富と、中国人の血と汗とを搾取して、現在の財産を築き上げたのだ。今、彼等が引き揚げる運命になったが、其の財産は当然、中国のものだから、此の際一切を返還させ、渡来時の手提カバン1つで充分である。」という認識があつた⁴²。

1945年9月30日、中国陸軍総司令部は「在中国日本人私有財産暫定処理法」（以下「処理法」と略す）を発表、在華日本資本の接収指針を示した。同「処理法」第1条では各地方政府に日本人の個人財産調査を依頼している、登記内容は以下の通り。

- 甲. 財産所有者の人数および姓名。
- 乙. 産業種類別の名称と数量：1. 不動産 2. 家屋 3. 企業、公司、工鉱、病院、商店など 4. 前三項目に所属する機械、機器、車船、貨物、預金など
- 丙. 産業所在地
- 丁. 開設時期
- 戊. 資本総額
- 己. 設置経緯：1. 相続（相続手続き）、2. 創設、3. もとの承認機関。

「処理法」第3条は中国陸軍総司令部が接収する日本資産を規定している。

「甲. 戦前、戦時中にかかわらず企業が携わつた産業、乙. 戦時中強力なシェアを持つた産業、丙. 中国の法律で禁じられた産業⁴³」

日本人居留民の個人財産の没収問題に関しては、中国陸軍総司令部が9月30日に提出した「中国内日本僑民集中収容管理弁法」で明らかにしている。同弁法は日本人居留民すべてを対象に「携帯禁止に指定された中国、日本およびその国家の各種貨幣、金銀、宝飾品、宝石など価値のある物品は中国政府の銀行に一律物納し賠償金の一部とする」と日本人居留民の個人財産没収が戦争賠償の一部分であることを明確に示した。10月、湯恩伯は日本人居留民代表を招集し正式に日本人が中国で生産した物資を戦争賠償とする意見を提起した。

1. 中国在住の日本民間人が所有するあらゆる物資は戦争賠償として、中国の正統政府すなわち国民政府への提出を希望する。

2. もしこの要求を受け入れた場合は、今後決してこれ以外の賠償を日本に要求しない。日本人居留民にそう告知頂きたい⁴⁴。

日本人居留民は湯恩伯の戦争賠償に関する意見を聞いて、すぐには国民政府の日本に対するこのような寛大な措置政策を信じるができなかった。「満洲事変以来15年もの長期間にわたり、日本軍は中国各地で横暴な行いを続け、1000万人にも達する中国人を殺害しており、人々は一体どれだけの賠償金を提出しなければならないか不安であった。上述の措置を初めて聞いたときは、感激の気持ちでいっぱいだった⁴⁵。」しかし、湯恩伯の意見には重要な条件があった。それは日本が中国で所有していた物資をすべて中国の正統政府即ち国民政府に提出することであり、日中戦争で大きな役割を果たしたが、現在は権力を争っている共産党に加担してはならないという条件であった。まさにこのために国民政府は日本に対する寛大な政策をとり、多くの敵産を積極的に手中に収めた。そしてこれもまた国内内戦の引き金となる政治的要因となった。

当時、送還を待つ日本人居留民が携帯した物品は厳格なコントロール下にあった。

所持金額：1000円（日本円）（軍人500円、兵士200円）

荷物重量：1人あたり30キロまで。医療関係者はこれらの荷物の他に、40キロまでの医学書籍を携帯可。

携帯を許可する物品：洗面具1セット、夜具（或いは綿入れ布団）1セット、綿入れの服1着、冬着1セット、夏着1セット、コート、革靴3足、半ズボン3着、シャツ3着、手提げ袋1つ、その他身の回りの日用品（規定の数量に合わせた携帯可能な物品に限る）

携帯不許可物品：1. 爆発物、武器弾薬、軍刀、大きな刀、2. カメラ、双眼鏡、野戦望遠鏡および光学機器、3. 金・銀のべ棒、金塊・銀塊、宝石・芸術品、4. 株券、5. 1人あたり（成人）万年筆1本、鉛筆1本、時計1個まで、6. 玉および贅沢品（これらの物品を身分不相応の人物が所有の場合）7. 必要以上のたばこ、葉巻など、8. 必要以上の食料、9. 第2項にある数量以上の衣類、10. 歴史書籍および報告書類、統計数字およびその他関連資料⁴⁶。

日本人居留民の送還時、これら携帯品の重量に関して、米中間で熾烈な議論があった。米国側は1人15キロを主張し、中国側は1人50キロを主張、最終的には折衷案として30キロに収まった。この他、湯恩伯は連絡組組長の林日藩と江湾管理所長の龍佐良少将の意見に基づき、布団と食料を別の携帯物品として許可した⁴⁷。「これらの決議が審査批准を経て回答されたとき、（湯恩伯）は書類の中に夜具と5日分の食料を書き加えた。これを根拠に、帰国に際し90キロまでの荷物を携帯でき、居留民は彼らの好意にみな感謝した⁴⁸。」

しかし、国民政府の腐敗により、敵産接収事業は徐々に強奪と略奪に変わっていった。このため一部の接収要員は「五子登科」と呼ばれた。いわゆる「五子」とは「金子（延べ棒）、房子（家屋）、車子（自動車）、女子（女性）、面子（メンツ）」を指し、家屋を例に

とれば、虹口地区の日本人居留民が住んでいた住居は、各種要員の強奪占拠に遭った。1946年4月、「大公報」はこのニュースを紹介、「日本人居留民が残した8000戸の家屋処理の大部分に問題がある」との内幕を暴露した。同紙には「1946年4月8日、日本人居留民住宅を調査する各機関が会議を開き、15の調査組が報告に沿って5日間調査を行い、第14、15組の調査が終了しており、その他の各組も1週間以内に調査が終了する予定である。各組の報告によると、日本人居留民が遺した8000戸の家屋はほとんどに問題がある。間違いなく機関に所属する住居者以外に、機関の名義を借りて侵入した者、地元のやくざによる占拠、偽契約書で占拠する者、何でもありである。4月7日、某官立銀行は調査組名義の差し押さえ通知を正面入口に貼られた。しかし同銀行は銀行名義の差し押さえ通知を職員通用口に貼り、銀行内部に住みこんで財産を処理し続けた。このため深刻な設備の流出が起こった。」このため「各調査機関は緊急措置が必要であると考え、警備部の特務団を増設し、第3方面軍の特務連、憲兵連、上海保衛団などととも範囲を区分けして家屋の警備を強化し、『上海市日本僑民遺留民房処理委員会』を組織することを取り決め、その下に賃貸、執行、調査、審査、総務の5小組を設置した。参加者は各機関の調査を担うだけでなく、市参議会、監察院巡回視察団、江蘇監察使署、市党部、法院などの機関および地方の公正な人士の参加を招聘した」という⁴⁹。

結 論

日本降伏後、国民政府は「ポツダム宣言」の精神に基づき、長期的戦略に基づく日中関係を築くため、報復を図らず、旧悪にこだわらず、善意を以て人を助け、徳を以て怨みに報いることを対日方針とした。日本人居留民や日本人捕虜の送還政策はこの方針に基づいて政策決定された。

上海は日本人居留民が集中して居住する地域であり、日本の在華資本の中心でもあった。上海の日本人居留民と日本人捕虜の送還工作は、世界各国の注目の的であった。湯恩伯を司令官とする国民政府第3方面軍は忠実に上述の方針を執行し、「各種障害を排除し、最も迅速かつ公正な手段で任務を完遂させ、中国陸軍の模範的役割を果たした。」中国のその他の地域の送還事業と比べても、上海は間違いなく「モデル」的役割を担っていたのである。

本国送還の期間、日本人居留民は侮辱や危害を受けることなく、上海の民衆は誰もが平和的な態度で彼らに対応した。日本民衆も戦後反省の下に覚醒し、それは日本がその後歩んだ道のりと深い関わり合いを持ち続けた。国民政府第3方面軍は日本人居留民を送還するにあたって「日本民族は自ら法を守り、規律を重んずる優秀性と勤勉克己の精神を有してゐる。只正確な目標をもつて再び旧道を踏み時代の主流に違反しなければ必ずや遠大な前途が開けるのである。覚醒せよ！日本国民！光明の前途は既に諸君の眼前に現はれたのである」という言葉をおくっている⁵⁰。

注

- 1) 中国陸軍総司令部編：『中国戦区中国陸軍総司令部受降報告書』〔1946年〕、9-10頁
- 2) 『大公報』、1945年8月16日。
- 3) 「8・15講話」は蒋介石自身が書いた。彼は日記に「近頃多忙にて、(陳)布雷に代筆を託すが、病にて未だ着手せず、故に自ら書くが早く適切である(1945年8月14日)」と書いている。黄仁宇：『従大歴史読蒋介石日記』、中国社会科学出版社、1998年、401頁。
- 4) 復旦大学歴史系中国近代史教研組編：『中国近代対外関係史資料選輯』下巻第二分冊、283-284頁。
- 5) (日)岡崎嘉平太伝刊行会編：『岡崎嘉平太伝』、中国社会科学出版社1995年、111頁。
- 6) 8月13日、岡崎嘉平太は当時アメリカの駐重慶外交官であったスチュワート・レイトンが本国へ送った電報を解読していた。それは、今後ソ連に対抗するために、日本をアジアで最も緊密な国家としなければならない、という内容で、岡崎は「全く正しい、一点の過ちなし、との感想を抱いた。これなら日本は虐められない、ようやく私は些か安心した」と述べている。(日)岡崎嘉平太：『寄語二十一世紀』、人民出版社1992年、95頁。
- 7) (日)岡崎嘉平太伝刊行会編：『岡崎嘉平太伝』、中国社会科学出版社1995年、110頁。
- 8) 『今井武夫回憶録』、上海訳文出版社、1978年5月、273頁。
- 9) 同上書、274頁。
- 10) (日)湯恩伯紀念会編『日本の友人湯恩伯將軍』、昭和29年(1954年)、45頁。
- 11) 『中央日報』、1945年9月9日。
- 12) 中国陸軍総司令部編：『中国戦区中国陸軍総司令部処理日本投降文件匯編』(下巻)、1946年4月、76頁。
- 13) 同上書、224頁。
- 14) 篠原巨文：『敗戦直後の上海居留民の動静』参照、『季刊中国』第43期、1998年6月。
- 15) 『新聞報』、1945年12月5日。
- 16) (日)湯恩伯紀念会編『日本の友人湯恩伯將軍』。昭和29年(1954年)、231-232頁。
- 17) 前掲(日)岡崎嘉平太、105頁。
- 18) 大本營陸軍部研究班：「極秘・海外邦人ノ言動ヨリ觀タル国民教育資料(案)」、1940年5月、高崎隆治編『十五年戦争極秘資料集』第一集、1976年5月、第1頁。〔本資料は高網博文：『“我的故郷・上海”の誕生』より引用、上海档案馆編『租界里的上海』、上海社会科学院出版社、2003年、189頁。〕
- 19) 前掲中国陸軍総司令部編、99-100頁。
- 20) 『中央日報』、1945年10月19日。
- 21) 同上。
- 22) 前掲『大公報』、1945年10月19日。
- 23) 前掲(日)岡崎嘉平太、101頁。
- 24) 前掲中国陸軍総司令部編、177-179頁。
- 25) 同上中国陸軍総司令部編、185頁。
- 26) 前掲(日)湯恩伯紀念会編、58頁。
- 27) 『大公報』、1945年9月16日。

- 28) 前掲中国陸軍総司令部編：『中国戦区中国陸軍総司令部受降報告書』〔1946年〕、40頁。
- 29) 前掲篠原匡文を参照されたし。
- 30) 『新聞報』、1945年12月20日。
- 31) 前掲『大公報』、1946年3月14日。
- 32) 同上、1946年4月9日。
- 33) 同上、1946年3月6日。
- 34) 同上、1946年2月1日。
- 35) 同上、1946年3月6日。
- 36) 同上、1946年3月17日。
- 37) 中国陸軍総司令部編：『中国戦区中国陸軍総司令部受降報告書』〔1946年〕、附表六。
- 38) 前掲『大公報』、1946年1月24日。
- 39) 同上、1946年1月25日。
- 40) 大蔵省管理局：『日本人の海外活動に関する歴史的調査』通巻第27冊中南支篇（1947）、第一分冊119-121頁。
- 41) 前掲高綱博文、194頁。
- 42) 前掲（日）湯恩伯紀念会編、65-66頁。
- 43) 前掲中国陸軍総司令部編、181頁。
- 44) 前掲（日）岡崎嘉平太、101頁。
- 45) 同上（日）岡崎嘉平太、102頁。
- 46) 前掲中国陸軍総司令部編、1946年4月、228頁。
- 47) 前掲（日）湯恩伯紀念会編、153頁。
- 48) 前掲（日）岡崎嘉平太、103頁。
- 49) 前掲『大公報』、1946年4月9日。
- 50) 前掲（日）湯恩伯紀念会編、232頁。

キーワード 送還 戦後賠償 居留民 捕虜 収容所

(CHEN Zu'en)
(Tr. by KITO Kyoko)